

# 地域医療支援病院業務報告書

令和 7 年 9 月 26 日

(申請者)  
横浜市長

申請者 住 所 横浜市中区本町2丁目22番地

氏 名 地方独立行政法人  
神奈川県立病院機構  
理事長 阿南 英明

〔 法人の場合は、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電 話 045-651-1229

標記の件について、医療法第12条の2の規定に基づき、令和6年度の業務に関して報告します。

## 1 開設者の住所及び氏名

住 所	〒 231-0005 神奈川県横浜市中区本町2丁目22番地
氏 名	地方独立行政法人神奈川県立病院機構 理事長 阿南 英明

(注) 開設者が法人である場合は、「住所」欄には法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人の名称を記入すること。

## 2 病院名

フリガナ	カナガワケンリツジュンカンキョウキビョウセンター
病院名	神奈川県立循環器呼吸器病センター

## 3 所在地

〒 236-0051 横浜市 金沢区富岡東6丁目16番1号 電話： 045-701-9581
--

## 4 病床数(使用許可病床数)

精神病床	感染症病床	結核病床	療養病床	一般病床	合計
		60床		179床	239床

5 施設の構造設備

施設名	施設概要
集中治療室	病床数 <u>6</u> 床 (主な設備) ケール付電動ベッド、ICU患者監視装置、シーリングペンダントシステム、経皮的補助循環システム、体外式大動脈内バルーンポンピングシステム、血液浄化装置、体外式ペースメーカー、多機能心電計、気管支ビデオシステム、気管支ビデオスコープシステム、超音波画像診断装置、血圧監視装置、人工呼吸装置、除細動器、血液ガス分析・電解質測定装置、ポータブルX線撮影装置、滅菌物収納用ハイキャビネット、製氷機、薬用保冷庫
化学検査室	(主な設備) 生化学・免疫統合型分析装置、全自動血液凝固分析装置、全自動尿分析装置、血液ガス分析装置、蛍光酵素免疫測定装置、赤血球沈降速度測定装置、多項目自動血球分析装置、光学顕微鏡、検体保存用フリーザー、薬用冷蔵庫、蒸留水作成装置
細菌検査室	(主な設備) 質量分析装置、薬剤感受性測定装置、抗酸菌培養器、血液培養器、遺伝子解析装置、炭酸ガス培養器、電気ふ卵器、蛍光顕微鏡、薬用保冷庫、低温フリーザー、安全キャビネット、小型高圧蒸気滅菌器、乾熱滅菌機、遺伝子検査装置
病理検査室	(主な設備) 凍結切片作成装置、自動染色装置、自動免疫組織化学染色装置、標本自動封入装置、自動固定包埋装置、パラフィン包埋ブロック作成装置、マイクローム、臓器撮影装置、デジタルカメラ、顕微鏡、ディスカッション顕微鏡、超低温フリーザー、局所換気装置付切出台、安全キャビネット、集細胞装置、組織固定用振盪機、バイオマルチクーラー、薬用冷蔵ショーケース、伸展板、ヒーター式インキュベーター、冷却遠心機、バーチャルスライドスキャナー、フロストプリンター、カセットプリンター
病理解剖室	(主な設備) 解剖台、遺体用冷蔵庫、臓器撮影装置、臓器保管庫、器具保管庫、広光野照明灯、臓器秤、エアーカーテン付固定槽、解剖用電動鋸
研究室	(主な設備) 卓上デスク、テーブル、線画像観察モニター、プロジェクター装置、プロジェクタースクリーン、シャーカステン、ノート型PC、PC用プリンター、電子カルテ端末、電子カルテ用レーザプリンタ、ホワイトボード
講義室	収容定員 <u>100</u> 人 室 数 <u>1</u> 室
図書室	室 数 <u>1</u> 室 蔵 書 数 <u>2,800</u> 冊程度      雑 誌 <u>1300</u> 誌

施設名	施設概要
救急用又は患者搬送用自動車	保有台数 <u>1</u> 台 (内訳: <u>患者輸送用自動車</u> ) (主な設備) ストレッチャーセット一式、車椅子固定装置、フロアマット、エアバックシステム
医薬品情報管理室	<b>【専用室の場合】</b> 床面積 <u>13</u> m <sup>2</sup> <b>【共用室の場合】</b> <u>          </u> 室と共有

(注) 主な設備は、主たる医療機器、研究用機器、教育用機器等を記入すること。

地域医療支援病院紹介率及び地域医療支援病院逆紹介率

1 紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績

承認要件	<input checked="" type="checkbox"/> 紹介率80%を上回っている	
	<input type="checkbox"/> 紹介率が65%を超え、かつ、逆紹介率が40%を超えること	
	<input type="checkbox"/> 紹介率が50%を超え、かつ、逆紹介率が70%を超えること	
紹介率 ※患者数は延べ人数	①/② - (③+④+⑤)	84.6%
	①紹介患者数	4,144人
	②初診患者数	5,342人
	③地域公共団体又は医療機関に所属する救急自動車により搬入された患者の数(初診に限る)	129人
	④休日又は夜間に受診した救急患者の数(初診に限る)	317人
	⑤健康診断を目的とする受診により、治療の必要性を認めて治療を開始した患者の数(初診に限る)	0人
逆紹介率 ※患者数は延べ人数	⑦/② - (③+④+⑤)	106.3%
	⑦逆紹介患者数	5,204人

救急医療を提供する能力を有することを証する書類

1 重症救急患者の受入れに対応できる医療従事者の確保状況

職種	人数	職種	人数	職種	人数
医師	45人	歯科医師		看護師	190人
薬剤師	16人	臨床検査技師	25人	臨床工学技士	4人
診療放射線技師	17人	保健師		看護補助者	15人

(注) 非常勤医師等、常勤換算で記載すること。

2 重症救急患者のための病床の確保状況

優先的に使用できる病床	6床
専用病床	0床

(注) 一般病床以外の病床を含む場合は、病床区分ごとに記載すること。

### 3 重症救急患者に必要な検査、治療を行うために必要な診療施設の概要

施設名	床面積	設備概要	24時間使用の可否
集中治療室	404.0㎡	5 施設の構造設備 のとおり	可 <input checked="" type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>
			可 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>
			可 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>
			可 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>
			可 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>

### 4 備考

神奈川県の救急告示病院として、令和5年11月17日から令和8年11月16日まで認定を受けている。

(注) 特定の診療科において、重症救急患者の受入体制を確保する場合には、その旨を記載すること。すでに、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)に基づき都道府県知事の救急病院の認定を受けている病院、救急医療対策の設備事業について(昭和52年7月6日付け医発第692号厚生省医務局長通知)に基づき救急医療を実施している病院にあつては、その旨を記載すること。

### 5 救急医療の提供の実績【(1)又は(2)のどちらかを選択し記入すること】

#### (1)救急患者数

救急用又は患者輸送自動車により搬入した救急患者の数	800人
	(326人)
上記以外の救急患者の数	2,930人
	(400人)
合計	3,730人
	(726人)

※括弧内は、初診救急患者数

#### (2)救急医療圏(2次医療圏)人口における救急搬送者数割合

A：救急用又は患者輸送用自動車により搬送した救急患者の数	693人
B：救急医療圏(2次医療圏)人口※	3,771,005人
$C : A / B \times 1,000 > 2$	0.2

※2024年4月1日時点の人口

地域医療従事者による診療、研究又は研修のための利用(共同利用)のための体制が整備されていることを証する書類

### 1 共同利用の実績

共同利用を行った医療機関の延べ数	49施設
そのうち開設者と直接関係のない医療機関の延べ数	49施設
医療機器共同利用件数	942件
共同利用病床数	0床
共同利用に係る病床の病床利用率	0%

### 2 共同利用の施設・設備等

医療機器							
コンピューター断層撮影装置(CT)	<input checked="" type="checkbox"/>	磁気共鳴コンピューター断層撮影装置(MRI)	<input checked="" type="checkbox"/>				
陽電子診断装置(PET-CT)	<input type="checkbox"/>	直接撮影用エックス線装置	<input checked="" type="checkbox"/>				
核医学診断装置(RI)	<input checked="" type="checkbox"/>	乳房撮影用エックス線装置	<input type="checkbox"/>				
診療用高エネルギー放射線発生装置	<input type="checkbox"/>	骨密度測定装置	<input type="checkbox"/>				
ホルター心電図装置	<input checked="" type="checkbox"/>	消化管内視鏡検査装置	<input type="checkbox"/>				
頸動脈超音波装置	<input checked="" type="checkbox"/>	心臓超音波装置	<input checked="" type="checkbox"/>				
下肢静脈超音波装置	<input checked="" type="checkbox"/>	その他( )	<input type="checkbox"/>				
手術室	<input checked="" type="checkbox"/>	病床	<input checked="" type="checkbox"/>	図書室	<input checked="" type="checkbox"/>	会議室・講義堂	<input checked="" type="checkbox"/>

(注)当該病院の建物の全部若しくは一部、設備、器機又は器具のうち、共同利用の対象とする予定のものも明記すること。

### 3 共同利用の体制

共同利用に関する規定の有無

有 <input checked="" type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>
---------------------------------------	----------------------------

(注)共同利用に関する規定がある場合には、当該規定の写しを添付すること。

### 4 登録医療機関の名簿

地域医療支援病院開設者との経営上の関係	有	1施設
	無	210施設

(注)当該病院と同一の2次医療圏に所在する医療機関のみ記入すること。

(注)承認要件—開設者と直接関係のない医療機関が現に共同利用を行っている全医療機関の5割以上であること。

(注)登録医療機関の名簿を添付してください。

地域医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせる能力を有することの証明

1 研修内容(研修会等名称、研修内容、開催日、参加医療機関数)

2024.4.19	「Biologics Therapy Symposium」
2024.6.12	「横浜市南部地区胸部疾患懇話会」
2024.6.29	「慢性疾患の病態と動向(循環器、呼吸器)」
2024.7.5	「フィジカルアセスメントの基本～臨床推論から考える～」
2024.7.20	「慢性疾患看護」
2024.7.31	「RSV Vaccine seminar」
2024.8.8	「酸素療法について」
2024.9.3	「命を救う手指衛生「WHO手指衛生多角的戦略」の実践 ～HNSAHを用いたグループワーク～」
2024.9.3	「命を救う手指衛生 振興感染症訓練～WHOの6ステップによる手指衛生手技の習得～」
2024.9.14	「看護倫理」
2024.9.26	「先輩ナースのためのフィジカルアセスメント～新人教育に活かそう！～」
2024.9.27	「地域で診る循環器疾患セミナー」
2024.10.5	「間質性肺炎／肺線維症勉強会」
2024.10.19	「緩和ケア」
2024.10.25	「患者家族のACP～高齢者の人生最終段階における意思決定支援～」
2024.11.5	「感染防止対策の基本～私に求められている感染予防～」
2024.11.16	「意思決定支援・ACP」
2024.11.29	「第23回横浜南部循環器カンファレンス」

2 研修の実績

(1) 地域の医療従事者への実施回数	18回
(2) (1)の研修参加者数	427人

(注1) 研修には、当該病院以外の地域の医療従事者が含まれるものを記入すること。

(注2) (2)には、前年度の研修生の実数を記入すること。

3 研修の体制

(1) 研修プログラムの有無	有 <input checked="" type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>
(2) 研修委員会設置の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>

#### 4 研修実施のための施設及び設備の概要

施設名	床面積	設備概要
講義室	247.10㎡	(主な設備) 3人用テーブル、椅子、天井式設プロジェクター装置、スクリーンなど自動調整装置、ホワイトボード、収納式スクリーン、講演用演台、コードレスマイク
中会議室	56.25㎡	(主な設備) 3人用テーブル、椅子、プロジェクター、収納式スクリーン
小会議室1	27.20㎡	(主な設備) 3人用テーブル、椅子
小会議室3	36.54㎡	(主な設備) 3人用テーブル、椅子

診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の管理方法

管理責任者(役職名)	所長	
管理担当者(役職名)	関係部署のセクション長	
保管場所		
診療に関する諸記録 ( 病院日誌、各科診療日誌、処方せん、 手術記録、看護記録、検査所見記録、 エックス線写真、紹介状、退院した患者 に係る入院期間中の診療経過の要約 )	○病院日誌(総務課) ○各科診療日誌(外来看護科長室) ○処方箋(薬剤科) ○エックス線写真(診療情報管理室) ○その他の諸記録(医事課、診療情報管理室)	
病院の管理及び運営に関する諸記録	共同利用の実績	地域連携室
	救急医療の提供実績	医事課
	地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修実績	地域連携室
	閲覧実績	地域連携室
	紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績数を明らかにする帳簿	医事課

(注) 「診療に関する諸記録」欄には、個々の記録について記入する必要はなく、全体としての管理方法の概略を記入すること。

診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧方法に関する書類

閲覧責任者(役職名)	地域連携室長		
閲覧担当者(役職名)	地域連携室員		
閲覧の求めに応じる場所	地域連携室		
前年度の総閲覧件数			0件
閲覧者別	当該病院に患者を紹介しようとする	医師	0件
		歯科医師	0件
	地方公共団体		0件
	その他		0件

委員会の開催の実績

委員会の回数	4回
委員会における議論の概要	
<p>○第1回(6月13日 書面開催)          議題 委員改選(案)          2023年度 地域医療支援事業報告          2023年度 研修会・講演活動</p> <p>○第2回(10月2日 対面開催)          議題 委員長の選出          2024年度 地域医療支援事業報告          2024年度 研修会・講演活動          2024年度診療案内          当センターに対する意見・要望、質疑応答</p> <p>○第3回(12月25日 書面開催)          議題 2024年度 地域医療支援事業報告          2024年度 研修会・講演活動</p> <p>○第4回(3月25日 書面開催)          議題 2024年度 地域医療支援事業報告          2024年度 研修会・講演活動</p>	

(注) 委員会の開催回数及び議論の概要については、前年度のものを記載すること。

患者相談の実績

患者相談を行う場所	相談窓口 <input checked="" type="checkbox"/> 患者サポート室 <input checked="" type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/>
	「その他」記入欄
主として患者相談を行った者(対応者) (複数回答可)	看護師 社会福祉士 地域連携室事務職員 医事課職員等
患者相談件数	1,715件
患者相談の概要	
<p>○医療相談</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅療養支援(退院調整) 介護保険関係 訪問看護関係 往診医関係 など</li> <li>・転院支援(ホスピス、療養型、介護保険施設 など)</li> <li>・受診相談</li> <li>・セカンドオピニオン</li> <li>・受診・受療支援</li> <li>・苦情 など</li> </ul> <p>○福祉相談</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・心理的社会問題の解決調整</li> <li>・経済的問題の解決調整</li> <li>・難病申請</li> <li>・療養・就労両立支援</li> </ul>	

(注) 患者相談の概要については、相談内容を適切に分類して記載するとともに、相談に基づき講じた対策等があれば併せて記載すること。また、個人が特定されないよう配慮すること。

その他の地域医療支援病院に求められる取組みに関する書類(任意)

1 病院の機能に関する第三者による評価

病院の機能に関する第三者による評価の有無		有 <input checked="" type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>
評価を行った機関名、評価を受けた時期	2010年1月に(財)日本医療機能評価機構が定める認定病院に認定(Ver.6.0)される。現在は任期満了		

(注) 医療機能に関する第三者による評価については、日本医療機能評価機構等による評価があること。

2 果たしている役割に関する情報発信

果たしている役割に関する情報発信の有無		有 <input checked="" type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>
情報発信の方法、内容等の概要	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. ホームページによる情報発信 <ul style="list-style-type: none"> <li>・禁煙外来の受入れ中止</li> <li>・救急医療勉強会の開催報告</li> <li>・糖尿病教室の開催報告</li> <li>・健診異常外来(心雑音)Web予約開始</li> </ul> </li> <li>2. 医療機関向け広報誌・パンフレット等の企画制作及び地域医療連携 <ul style="list-style-type: none"> <li>・診療案内の発行、外来診療担当表の発行</li> </ul> </li> <li>3. 新聞雑誌等メディア掲載による情報発信 <ul style="list-style-type: none"> <li>・金沢シーサイドFMに所長出演(生放送)</li> <li>・金沢シーサイドFMに副院長出演(生放送)</li> <li>・金沢シーサイドFMに臨床工学士出演(生放送)</li> </ul> </li> <li>4. 病院研修会・公開講座・出張医療講座等の企画・開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>・救急医療勉強会</li> <li>・間質性肺炎センター公開医療講座</li> <li>・糖尿病教室</li> <li>・横浜間質性肺炎研究会</li> <li>・循環器疾患勉強会</li> <li>・呼吸器疾患勉強会</li> <li>・出張医療講座</li> <li>・地域連携に関する医療連携Webセミナー(事例検討会)</li> </ul> </li> </ol>		

### 3 退院調整部門

退院調整部門の有無		有 <input checked="" type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>
退院調整部門の概要	<p>人員体制は、室長補佐1名(看護師)、室員6名(看護師3名・社会福祉士2名)</p> <p>退院支援・退院調整においては、2017年4月より退院支援加算1を算定しており、入退院支援マニュアルを作成して医師・病棟スタッフをはじめ、各部門と連携して退院支援・退院調整を行っている。全病棟に専任担当者を配置し、退院支援カンファレンスを実施している。これにより退院支援や調整が必要な患者を早期に把握することができ、そのうえで多職種と連携を図りながら進めている。</p> <p>退院支援・退院調整には意思決定支援が重要であり、患者さんの思いに寄り添いながら、安心して地域で生活できるように病棟・外来・地域との連携を深め、職種間及び施設間の連携強化を図り、切れ目のないケアの提供できるように努めている。</p>		

### 4 地域連携を促進するための取組み

地域連携クリティカルパスの策定		有 <input checked="" type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>
策定した地域連携クリティカルパスの種類、内容	<p>気管支喘息 慢性閉塞性肺疾患COPD</p>		
地域連携クリティカルパスを普及させるための取組	<p>連携医療機関に訪問の際、地域連携クリティカルパス使用の手順を説明し、地域連携クリティカルパス該当の患者等を確認の上、クリティカルパス連携をお願いしている。</p> <p>しかし、診療所の医師はクリティカルパス用紙への記載が負担があることなどから、クリティカルパス活用の承諾を得るのが難しいのが現状である。</p>		

## 神奈川県立循環器呼吸器病センター地域医療支援事業運営規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、地域医療の向上に資するため、神奈川県立循環器呼吸器病センター（以下「センター」という。）が行う地域医療支援事業（以下「支援事業」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

### (支援事業の内容)

第2条 支援事業の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 紹介患者に対する医療の提供
- (2) 共同利用の実施
  - ア 外来・入院診療への参加
  - イ 手術への参加
  - ウ 診断機器の利用
  - エ 研究施設の利用
- (3) 救急医療の提供
- (4) 地域の医療従事者に対する研修の実施

### (紹介患者に対する医療の提供)

第3条 センターは、他の医療機関等の医師からの紹介患者の診療を行うものとする。

- 2 センターでの診療で病状が確定したもの及び治療方針が確定したものについては、紹介医療機関または地域の医療機関へ逆紹介するものとする。

### (登録医療機関)

第4条 第2条第2号に規定する共同利用を希望する医療機関又は保険薬局（以下「医療機関等」という。）は、センターに登録することにより登録医療機関等として共同利用を実施することができる。

- 2 登録手続きについては、別に定める。

### (外来・入院診療及び手術への参加)

第5条 登録された医師（以下「登録医」という。）は外来・入院診療及び手術に参加することができる。

- 2 登録医が利用する病床は、共同利用病床とし、その数は2床とする。
- 3 登録医は、センター組織には属さず、センター職員に対する直接の指示権限は有しない。
- 4 登録医の共同利用の手続きについては、別に定める。

(診断機器の利用)

- 第6条 登録医は、MRI、CT装置などの高度診断機器を利用することができる。
- 2 登録医の共同利用の手続きについては、別に定める。

(研究施設の利用)

- 第7条 登録医療機関等に勤務する医師、看護師、薬剤師その他の医療従事者は、図書室を利用することができる。
- 2 共同利用の手続きについては、別に定める。

(報酬等)

- 第8条 共同利用する登録医等に対しては、その目的に鑑み報酬等は支給しない。
- 2 共同利用の実施により生じた事故等については、別途協議のうえ対応する。

(救急医療の提供)

- 第9条 センターは24時間体制で、地域の医療機関からの紹介に基づく救急医療を行う。

(地域の医療従事者に対する研修の実施)

- 第10条 センターは、一定のプログラムの下に、地域の医療従事者を対象に各種研修を行う。

(運営委員会)

- 第11条 地域支援事業の円滑な運営、諸問題を協議するために運営委員会を設置する。
- 2 運営委員会の委員等は別に定める。

(地域連携室)

- 第12条 地域連携室は、事業の円滑な運営のため、登録医等からの共同利用の参加申込について、その受付・承認・連絡調整及び各種研修の取りまとめを行う。

(規程の改正)

- 第13条 本規程は、運営委員会で協議のうえ改正することができる。

附則

- この規程は、平成20年4月1日から施行する。

## 共同利用の取扱い要領

### 1 登録手続き

- (1) 共同利用の登録を行おうとする医療機関等は、「共同利用登録申請書」により申請するものとする。
- (2) 申請の際、医師の登録については医師免許証の写しを併せて提出するものとする。
- (3) 共同利用の可否は地域連携室長（以下「室長」という。）が行うものとする。
- (4) 室長は、共同利用を承認するときは、「共同利用登録機関名簿」にその医療機関等の名称、所在地、共同利用する医師の氏名等を登録するものとする。
- (5) 「共同利用登録機関名簿」に登録された医療機関等に対しては登録機関証を、医師に対しては登録医証を発行する。

### 2 登録医の一般的留意事項

登録医は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 患者に必要な投薬、検査、処置等の診療行為の指示は担当医（センター医師）を介して行うものとする。
- (2) 患者又は家族への説明は、担当医と協議して行うものとする。
- (3) 登録医が共同利用のために来院する場合は、あらかじめ地域連携室を通して担当医に連絡するものとする。
- (4) 登録医が共同利用のために来院したときは、地域連携室で受付し、持参した登録医証を着装するものとする。
- (5) 登録医は、センターの慣行、取決め等に従うものとする。

### 3 外来・入院診療及び手術への参加手続き

登録医は、前条で定める事項を厳守するほか、次の各項目に該当する場合に限り共同診療及び手術に参加することができる。

- (1) 登録医がセンターで共同診療及び手術に参加することについて患者が同意していること。
- (2) 登録医は、患者の病状に応じてセンターに来院し、患者の状況を把握すること。ただし、手術への参加はこの限りでない。
- (3) 登録医の診療時間は、原則として祝日、休日及び土曜を除く午前9時から午後5時までとすること。ただし、手術への参加は手術の時間内とすること。
- (4) 登録医は、常にセンターからの連絡等が受けられる手段を確保すること。

### 4 研究施設の利用手続き

- (1) 図書室の利用にあたっては、地域連携室で受付し、登録機関証又は登録医証を提示するものとする。
- (2) 図書室の利用時間は、祝日、休日及び土曜を除く午前9時から午後5時までとする。

## 5 登録内容の変更

- (1) 「共同利用登録機関名簿」に登録された登録医等を追加する等、その内容を変更しようとする登録機関は、「共同利用変更登録申請書」により行うものとする。
- (2) 変更申請がなされた場合の処理については、申請時の場合の処理に準じる。

## 6 登録機関証等の返還等

- (1) 登録の必要がなくなった医療機関等は、室長にその旨を申し出たうえ、登録機関証及び登録医証を返還しなければならない。
- (2) 登録医に医師としての品位を損する行為等が認められた場合は、室長はその登録を取り消すことができる。